平成２３年（フ）第７４１２号
大阪府寝屋川市三井が丘３丁目６番８―206号
債務者　矢野ひろみ
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４２号
沖縄県那覇市西２丁目20番５―203号琉食本社ビルマンション
債務者　奥野　昭彦
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４４５号
沖縄県糸満市字武富595番地の185
債務者　具志　眞三
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４５８号
沖縄県豊見城市字保栄茂651番地１　當間アパート201号
債務者　村瀬たつ子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４６３号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原2925番地の１メゾン小橋川202
債務者　古堅トシ子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４６８号
沖縄県那覇市前島１丁目４番13号オーシャンアパート403
債務者　前川　　隆
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４７８号
沖縄県那覇市字松川301番地20安喜荘203
債務者　上原めぐみ
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２５７号
松江市山代町964―１　第二山代団地３号棟３―303号室、住民票上の住所松江市東出雲町揖屋2104番地27
債務者　角　　孝志
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７７号
福島県いわき市小名浜字中坪26番地
債務者　高槻　勝元
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２１３７号
愛知県春日井市高蔵寺町２丁目1850番地４クレールショーワＩ２―Ａ号
債務者　安藤　美佳
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７５号
青森県三戸郡五戸町大字上市川字附柳７番地２
債務者　田代由美子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第３５０号
群馬県藤岡市下大塚420番地27
債務者　安藤　康宏
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３５１号
群馬県藤岡市下大塚420番地27
債務者　安藤千恵美
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３６２号
群馬県高崎市下小鳥町722番地１　ウィンディ小鳥102号
債務者　菅野　健児
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１５３号
さいたま市緑区東浦和９丁目18番地11　ファミリーマンション203
債務者　渡邉　光子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６６号
さいたま市南区沼影１―28―８　積水ハウスドミトリー武蔵浦和寮、住民票上の住所埼玉県飯能市大字宮沢204番地７
債務者　田辺　英雄
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７３号
埼玉県戸田市笹目北町16番地の10　チサンマンション201号室
債務者　野田　由美
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係